

# 18歳（成年）になったらできること

□ 親の同意なしでの契約（携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードを作る、一人暮らしの部屋を借りるなど）  
※支払能力、返済能力によっては契約できない場合もある。



- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得する
- 結婚（女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に）
- 性同一性障がいの人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる

※普通自動車免許の取得はこれまでどおり18歳以上で取得できる。



# 20歳にならないとできないこと

- たばこを吸う\*
  - お酒を飲む\*
  - 競馬や競輪などの投票券（馬券など）を買う\*
- ※健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から20歳のまま。



- 養子を迎える
  - 大型・中型自動車運転免許を取得する\*
- ※5月13日から、受験資格が19歳以上で普通免許保有歴1年以上に変わる。



- 国民年金の被保険者資格を得る



## 気になるアレコレ

### 成人式はどうなる？

成人式の対象年齢や時期は、法律による決まりがなく、各自治体の判断で開催します。本市では、令和4年度に18歳・19歳になる市在住者を対象に、成年年齢引き下げ後の成人式についてアンケート調査を実施。その結果と他自治体の動向などから総合的に判断し、これまでどおり20歳になる人を対象に開催することにしています。

### 特別児童扶養手当はどうなる？

20歳未満で障害のある子を養育している所得が一定以下の人には、特別児童扶養手当を支給していますが、成年年齢引き下げ後も20歳になるまで支給を受けられます。

### 養育費はどうなる？

子どもの養育費について例えば「子どもが成年に達するまで支払う」と取り決めをした場合、その取り決めをした時点の成年年齢が20歳だとしたら、成年年齢引き下げ後も子どもが20歳になるまで養育費の支払い義務を負うことになります。

養育費は経済的な自立が期待できない場合に支払われるものなので、子どもが成年に達したとしても経済的に自立していない場合は養育費の支払い義務を負うことになります。今後、新たに養育費についての取り決めをする場合は、「大学を卒業する22歳の3月まで」といった形で明確に支払い期間を定めることが望ましいと考えられます。



## 知っておきたいこと② 成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと

約140年ぶりに成年の定義が見直されたことで、何が変わるのか、私たちの暮らしにどのような影響がもたらされるのか見てみましょう。



生年月日	成年になる日	成年年齢
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日から	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日	令和4年4月1日から	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日		18歳
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日から	18歳

いつから変わる？

明治時代から約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法\*で定められていました。この民法の一部が平成30年6月に改正され、今年の4月から成年年齢が20歳から18歳に変わります。4月1日に18歳、19歳に達している人は、その日から新成人となります。

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、民法でも18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。

### 何が変わる？

民法が定めている成年年齢には二つの意味があります。一つは「一人で契約をすることが可能な年齢」という意味で、成年に達すると親の同意を得なくてもさまざまな契約ができるようになります。他方で、成年に達すると未成年者取消権が使えなくなることに注意が必要です。

### 18歳に達すると、未成年者取消権が使えません！

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができます。未成年者を保護し、未成年者の消費者トラブルを抑止する役割を果たしています。

18歳に達すると未成年者取消権が使えなくなるため、社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする消費者トラブルの拡大が心配されています。



契約とは？

で、自分の意思で決めることができるようになります。ただ、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことに変わりはありません。女性の結婚ができるようになる年齢も見直されています。現在、男性18歳、女性16歳とされていますが、4月から男女ともに18歳に変わります。これは現代の社会・経済の複雑化や高校進学率の上昇などから、結婚には少なくとも18歳程度の成熟が必要という理由からです。

契約とは、「売買」や「貸借」、「雇用」などの当事者双方の意思表示が合致することによって成立するもの。口頭でも成立しますが、契約内容を明記した契約書を作成すれば、トラブルを未然に防げます。契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。成年になると成り立つ社会に参加ができるということになります。